

令和4年度第7回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年10月7日（金）午後1時32分 から 午後3時00分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（21人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、欠席委員

		9番	國府田	喜久男
		19番	永井	尚子

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 35 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 36 号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 37 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 38 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 40 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

4、報告

- 報告第 32 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 33 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 34 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第 35 号 非農地判断について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	板橋 淳也

7、会議の概要

議長

只今より、令和4年度第7回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、21名であります。よって定足数に達しておりますので、
会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、9番 國府田委員、19番 永井委員で
す。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、
板橋主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、17番 宮山委員 と
18番 栗島菊雄委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第35号「農地法第3条の規定による許可について」を
上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明申し上げます。

議案第35号、農地法第3条の規定による許可について、令和4年10月7日
提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番は保留となります。

番号：2番、譲受人：筑西市関本下、譲渡人：筑西市関本中、申請土地の表
示：関本上字中島、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：656㎡、外3筆、合計
4筆、合計面積5,159㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：0a、従農者数：
6（2）、譲渡人の経営面積：105a。

3番、筑西市奥田、筑西市甲、奥田字秋山、畑、畑、218㎡、売買、108a、
2（1）、2a。

4番、筑西市西保末、埼玉県草加市笛塚町、藤ヶ谷字鴨山、畑、畑、1,076
㎡、贈与、68a、5（3）、0a。

5番、筑西市稲荷、筑西市藤ヶ谷、梶内字南田、田、田、1,674㎡、売買、852
a、5（1）、64a。

6番、筑西市茂田、千葉県市原市椎津、深見字館野、山林、畑、71㎡、外2
筆、合計3筆、合計面積498㎡、売買、1,261a、1（1）、5a。

7番、筑西市茂田、筑西市深見、深見字館野、山林、畑、1,303㎡、売買、1,261
a、1（1）、46a。

8番、筑西市鷺島、筑西市谷原、東保末字前畑、田、田、2,534㎡、外2筆、
合計3筆、合計面積5,453㎡、売買、89a、5（2）、60a。

次のページをお願いします。

9番、筑西市桑山、水戸市上国井町、桑山字拾六番耕地、畑、畑、1,001㎡、

外2筆、合計3筆、合計面積3,150㎡、売買、527a、2(2)、351a。

10番、筑西市伊讚美、水戸市上国井町、伊讚美字上寺野、田、田、495㎡、外13筆、合計14筆、合計面積9,384.91㎡、売買、355a、2(1)、351a。

11番、筑西市栗島、水戸市上国井町、灰塚字北、畑、畑、427㎡、外2筆、合計3筆、合計面積12,334㎡、売買、10,035a、3(3)、351a。

12番、筑西市柴山、水戸市上国井町、樋口字中道南、田、田、3,097㎡、他3筆、合計4筆、合計面積8,941㎡、売買、3,195a、4(2)、351a。

13番、筑西市松原、埼玉県ふじみ野市亀久保、松原字大池、田、田、493㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,372㎡、売買、2,245a、4(3)、18a。

次のページをお願いいたします。

14番、筑西市内淀、筑西市内淀、内淀字野良中、畑、畑、455㎡、売買、354a、5(2)、9a。

15番、東京都千代田区丸の内一丁目、筑西市布川、布川字房山、畑、畑、2,370㎡、外2筆、合計3筆、合計面積5,548㎡、地上権設定、296a。

16番、東京都千代田区丸の内一丁目、筑西市布川、布川字房山、畑、畑、455㎡、地上権設定、211a。

17番、東京都千代田区丸の内一丁目、筑西市布川、布川字房山、畑、畑、297㎡、地上権設定、680a。

18番、筑西市折本、筑西市折本、折本字金井、畑、畑、344㎡、贈与、19a、2(1)、3a。

19番、筑西市折本、筑西市向川澄、向川澄字村東、畑、畑、1,041㎡、外2筆、合計面積3,014㎡、賃貸借、19a、2(1)、116a。

次のページをお願いいたします。

20番、筑西市折本、筑西市向川澄、横塚字堂東、畑、畑、988㎡、賃貸借、19a、2(1)、116a。

21番、栃木県真岡市寺内、筑西市下江連、下江連字東浦、畑、畑、158㎡、外16筆、合計面積7,768㎡、売買、44a、6(2)、115a。

22番、栃木県鹿沼市口栗野、筑西市樋口、樋口字大松、畑、畑、892㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1516㎡、賃貸借、78a、1(1)、16a。

23番、栃木県鹿沼市口栗野、栃木県真岡市大根田、樋口字大松、畑、畑、403㎡、賃貸借、78a、1(1)、86a。

次のページをお願いいたします。

24番、栃木県鹿沼市口栗野、筑西市樋口、樋口字大松、畑、畑、330㎡、賃貸借、78a、1(1)、104a。

25番、栃木県鹿沼市口栗野、筑西市樋口、樋口字大松、畑、畑、466㎡、賃貸借、78a、1(1)、371a。

26番、東京都中野区中央五丁目、筑西市樋口、樋口字大松、畑、畑、59㎡、外1筆、合計2筆、合計面積617㎡、地上権設定、24a。

27番、東京都港区虎ノ門一丁目、筑西市樋口、樋口字大松、畑、畑、396㎡、外1筆、合計2筆、合計面積756㎡、地上権設定、24a。

3条は、以上になります。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

栗島菊雄
委 員

18番、栗島です。

2番の申請案件の調査報告をいたします。まず始めに、譲渡人と譲受人は、伯父と甥の関係です。譲受人の母親と譲渡人の妻が姉妹なんですね。家も後ろと前というかたちの場所に住んでいます。譲渡人がもう高齢で農業的なことがだんだんできなくなるということから、甥の譲受人が、私が引き受けてやりたいということで、今回の申請になりました。新規就農ということで、下限面積の5,000㎡は確保してあります。許可に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

議 長

3番をお願いします。

柴保
委 員

2番、柴です。

去る30日に書類審査の後、現地調査に行きました。後日、申請人両方の方に電話連絡をとりましたが、何ら問題ありませんでした。更なる農業委員皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

4番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

13番、齊藤です。

4番と5番を報告します。9月30日に書類審査をいたしまして、後日電話で確認をいたしました。まず4番ですが、譲渡人譲受人の母親が姉妹だそうで、昔この譲渡人が相続でこの畑をいただいたそうです。譲渡人は、埼玉県の方に住んでおられて、今まで家庭菜園として使っていたのですが、高齢になりまして、親戚の譲受人に贈与するということです。続きまして5番ですが、こちらでも以前相続で譲受人の母親が贈与した土地だそうですが、現在この譲受人が耕作をしておられて、譲渡人はもう農業はやらないということから、買っていただけないかということで売買になったそうです。いずれも許可相当かと思われませんが、皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議 長

6番をお願いします。

宮山繁治
委 員

17番、宮山です。

私の方から、6番と7番を説明いたします。9月30日に書類を確認してあります。後日、本人確認しておりますが、6番と7番の買受人は、皆様ご存知の大農業生産法人でありまして、規模拡大を狙っております。6番の譲渡人につきましては、会社経営を千葉県内の方で行っております。7番の譲渡人は、酪農家をしております。両者間違いがないということで、許可相当と思われま

更なる審議をお願いいたします。

議 長

8番をお願いします。

齊藤秀樹
委 員

7番、齊藤がご報告いたします。

8番、13番、14番についてです。9月末に書類確認後、電話及び訪問にて経緯説明を受けてきました。まず8番の案件ですが、受人が元から耕作していた土地でありまして、渡人が土地を手離したいということから売買となるそうです。受人は、面積も大きく支払う金額も大きいため、元がとれるかどうか心配ですと話されておりました。続きまして13番ですが、こちらも受人が元々耕作をしていた農地で、先月の3条でも受人として名前が載っていた経営規模の大きい担い手農家です。先月に売買となった土地と今回の土地と合わせて1枚として使っておりまして、この土地は、渡人が叔母様から相続した土地で、小作料をもらうよりも売買をしたいということで、今回の申請になりました。次にページをめくっていただいて14番ですが、渡人は、農地を手離したいと考えており、丁度規模拡大を目指していた農家である受人が、近所ということで買うことを決めたそうです。3件共、書類に不備もなく許可相当だと思われそうですが、更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長

9番をお願いします。

蓮沼俊男
委 員

16番、蓮沼が報告します。

先月の29日に書類審査をいたしまして、その後、電話確認をいたしました。この案件ですが、受人は地域を代表する篤農家であり、渡人が振興公社ということで許可相当かと思われれます。以上です。

議 長

10番をお願いします。

瀬端洋
委 員

23番、瀬端がご報告申し上げます。

10番、11番、21番についてご報告申し上げます。まず10番、11番についてですが、9月30日に書類審査を行いました。過日、譲受人に電話をしまして確認をいたしました。10番、11番の受人は、どちらとも地域の篤農家、また法人経営の規模拡大を押し進めている農家でございます。渡人の方は、県の振興公社でありまして何ら問題なく、書類に不備もありませんでしたので許可相当と思われれます。更なる皆様方のご審議をお願いいたします。次に21番につきましては、渡人が長く養豚業をしておったということでございますが、斜陽化し廃業したということで、土地もまた施設も売りに出していたということでございます。今般、買い手が見つかり、この受人は、養豚業をやっているということで、売買が決まったということでございます。この件につきましても書類に不備はありませんでした。許可相当かと思われれます。更なる皆様方のご審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 12 番をお願いします。

柴保
委 員 2 番、柴です。
本日、永井委員が欠席しておりますが、代理報告を依頼されましたので、私の方からご報告させていただきます。去る 30 日に書類審査を行いました。譲渡人は、農林振興公社であり、後日電話で譲受人に確認をとりましたところ、何ら問題ないということでした。更なる農業委員皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 15 番をお願いします。

関口均
委 員 15 番、関口です。
受人が同一ということで、関連性がありますので、15 番、16 番、17 番について一括で説明いたします。先月 30 日に書類審査をして、現地確認を行いました。営農型太陽光発電施設ということで、問題のない土地であります。その後、渡人 3 人と受人に電話をして、提出された書類に間違いのないことを確認いたしました。よって当案件 15、16、17 番は、許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 18 番をお願いします。

柴保
委 員 2 番、柴です。
去る 30 日に書類審査の後、現地調査に行きました。この渡人ではありますが、年齢的にもう農作業が無理ということで、親戚であります受人の方に、後をお願いしたということで、何ら問題はないというようなことでもあります。許可相当かと思われませんが、更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 19 番をお願いします。

稲見
くに子
委 員 8 番、稲見です。
19 番、20 番、受人が同一で、渡人が親子なので、一緒に報告します。9 月 29 日、書類審査を行い、後日、受人渡人双方に確認しました。受人、渡人は親戚になるとのことです。18 番の贈与の件でも上がってしまっていて、当案件である妹の家からの畑の賃貸借と合わせ下限面積の 50 a 以上での申請となりました。許可相当かと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 22 番をお願いします。

宮山繁治
委 員 17 番、宮山です。
私から 22 番から 27 番まで報告します。この案件については、今日欠席であ

る永井委員から報告を受けてあります。9月30日に書類確認をして、後日、本人確認をしたということです。まず22番から25番までは、賃借人が同じ会社で了承しており、賃貸人については案件毎に違いますが、全員電話で確認をしたということです。それから26番と27番については、賃借人は会社は違うのですが同じ系列会社であり、電話連絡先は同じであります。26番と27番の賃貸人については、同一人で、これも了承しているというようなことで、10月3日に永井委員から私の方へ電話報告がありましたので、許可相当と思われまます。更なるご審議をお願いいたします。以上です。

蓮沼俊男
委 員

宮山委員、質問よろしいでしょうか。26番、27番の受人は、関連会社で同じとしても、経営面積がかなり少ないと思いますが、なぜでしょうか。

宮山繁治
委 員

そこまでの報告は、永井委員より受けませんでした。

蓮沼俊男
委 員

分かりました。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第35号は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第36号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明申し上げます。

議案書7ページをお願いします。議案第36号、農地法第4条の規定による許可について、令和4年10月7日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1番、申請人：筑西市東石田、申請土地の表示：東石田字根本、台帳

地目：畑、現況地目：畑、面積：1537 m²の内 536 m²、転用目的：資材置場。

申請地は、県道真岡つくば線の東側約 600m、県道赤浜上大島線沿いの北側に位置する、広がりのある第1種農地です。周囲に、6戸連担が確保できます。申請者は、現在建設業を営んでいますが、事業の拡張を図るのに、事業所の近くに資材置場を確保するため申請するものです。

2番、筑西市上平塚、上平塚字本田、畑、宅地、672 m²、農家住宅。

申請地は、五所小学校の南西側約 1 km、下館総合体育館の北側約 495mに位置する、広がりのある第1種農地です。周囲に、6戸連担が確保できます。申請者は、現在農業を営んでおりますが、農作業小屋が十分でない為、敷地を拡張したく、申請するものです。

3番、筑西市小栗、小栗字加草、田、宅地、5,271 m²の内 111.96 m²、農家住宅。

申請地は、小栗小学校の西側約 1.3 km、県道岩瀬二宮バイパスの南側約 240 mに位置する、広がりのある第1種農地です。周囲に、6戸連担が確保できます。申請者は、現在酪農業を営んでいますが、事業の拡張を図るのに、自宅の敷地に住宅を建築するため申請するものです。また、この申請に際し、自宅敷地に南側の農地に許可を得ず納屋を増築していたことが判明したため、始末書が添付されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

齊藤秀樹
委員

7番、齊藤がご報告いたします。

先月の末に書類審査、現地確認をして、その後、申請人にお話を伺いました。この土地は、傾斜のある道のすぐ脇にありまして、雨水などで湿地になってしまふということで耕作できていない状況でした。またガードレールがありまして、直接申請地に入ることもできないために、ガードレールが切れた所から進入するために若干耕作している土地と合わせて申請した案件です。明野地区の全委員さんたちも許可相当という意見でしたが、更なる皆様の審議をよろしくお願いします。

議長

2番をお願いします。

大林富子
委員

11番、大林です。

先月30日、書類審査及び現地調査を行いました。後日、申請人に電話にて確認をしたところ、内容に間違いのないことでした。書類にも問題なくこの申請は許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

3番をお願いします。

秋山員宏
委員

10番、秋山が報告します。

先月の29日、書類審査をし、協和地区の農業委員、農地利用最適化推進委員全員で現地確認をしてまいりました。後日、申請人に電話で確認をしたのですが、高齢のためか、分からない、覚えていない、調子が悪い、という話ばかりで、埒が明かないため申請人の息子さんがたまたま同級生だったので、改めて話をお伺いしました。宅地の部分に家を建てるために測量調査をしたところ、申請地が田んぼのままになっているとのことでの是正で、今回の申請になったそうです。また先程事務局からの説明もありましたとおり、始末書も添付されております。許可相当かと思われませんが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第36号を採決いたします。

議案第36号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第36号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第37号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明申し上げます。

ご説明申し上げます。議案書9ページをご覧ください。議案第37号、農地法第5条の規定による許可について、令和4年10月7日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号1番、譲受人：筑西市小川、譲渡人：筑西市小川、申請土地の表示：小川字西久保、台帳地目：田、現況地目：田、面積：991㎡、契約内容：売買、転用目的：駐車場。

申請地は、下館総合体育館の西側約1.2km、県道結城二宮線の南側約70mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保でき

ます。申請者は、申請地に隣接する土地で旅行業を営んでおり市内の幼稚園バスの運行も手掛けております。今後スクールバスの需要増が予想されることから、事業を拡大すべく駐車場の拡張を申請するものです。

2番、下妻市下妻丙、筑西市関本上、関本上字三道、畑、雑種地、117 m²、外1筆、合計2筆、合計面積182 m²、売買、貸駐車場。

申請地は、県道結城下妻線の東側約30m、県西自動車学校の南東側約50mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できません。申請者は、申請地に隣接する土地でプラスチック加工業を営む法人の代表者です。数年前から当該地を駐車場として使用してきましたが、農地法の許可を取得していないことが判明したため是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

3番、東京都千代田区丸の内一丁目、筑西市布川、外2名、合計3名、布川字房山、畑、畑、2,370 m²の内3.39 m²、外4筆、合計5筆、合計面積6,300 m²の内8.06 m²、使用貸借、営農型太陽光発電設備、許可日から3年間。

申請地は、下館工業高校の南西側約1.3m、県道筑西三和線に接する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、東京都豊島区に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。営農を継続しながら太陽光発電により安定した収入を確保すべく、申請するものです。なお、麦・大豆を作付けする計画となっております。

4番、筑西市一本松、下妻市高道祖、一本松字一本松、田、田、1,008 m²、売買、駐車場。

申請地は、市立下館南中学校の南側約150m、茨城県筑西合同庁舎の西側約250mに位置する、300m以内に県の庁舎がある第3種農地です。申請者は申請地付近で倉庫業・食品販売卸業を営む法人です。現在利用している駐車場は手一杯の状況であり、大型保冷車等の通行にも支障をきたしていることから、敷地外に新たに従業員用の設置を計画し申請するものです。

5番、桜川市岩瀬、筑西市知行、茂田字新山、畑、畑、493 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県西総合公園の東側約200m、県道石岡筑西線の北側約200mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。なお、周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在市外のアパートにて生活しておりますが、これが取り壊される予定であり、現在申請地付近の病院に通院中であること、娘が近隣に居住していることから、この土地に自己住宅を新築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

6番、桜川市本郷、筑西市上星谷、門井字道満、畑、畑、420 m²、売買、自己住宅。

申請地は、国道50号線の南側約190m、市立協和中学校の西側約500mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。なお、周囲に6戸連担が確保できます。申請者は市外の実家に居住しておりますが、今般自己住宅の新築を計画し申請するものです。

7番、水戸市松本町、筑西市玉戸、玉戸字前谷、畑、畑、497 m²、贈与、自己

住宅。

申請地は、国道 50 号線の南側約 700m、JR 水戸線玉戸駅の南東側約 1.4 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在市外の借家に居住しておりますが、実家近くの申請地に自己住宅を新築すべく申請するものです。

8 番、筑西市伊讚美、筑西市飯島、飯島字稻荷前、畑、畑、1,483 m²、売買、資材置場。

申請地は、市立下館西中学校の東側約 550m、国道 50 号線の北側約 1.2 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、とび工事業を営む法人の代表者で、近日中に隣接地に事務所を構える計画です。それに伴い資材置場が必要となることから申請するものです。

9 番、筑西市関本下、筑西市関本分中、関本中字瀬上、畑、畑、317 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 454 m²、贈与、駐車場。

申請地は、筑西市役所関城支所の北西側約 1 km、県道結城下妻線の東側約 850m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。なお、候補地の検討がなされております。申請者は、申請地の隣接地に居住しておりますが、敷地内に作業所を設置する計画があり、それに伴い駐車スペースが不足することから申請するものです。

10 番、大阪府大阪市中央区道修町一丁目、筑西市黒子、辻字夕貝、田、田、1,043 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の西側約 290m、県道明野間々田線の北側約 210m に位置する、300m 以内に鉄道の駅のある第 3 種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

11 番、筑西市松原、埼玉県ふじみ野市亀久保、松原字石倉、畑、畑、153 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 227 m²、売買、貸資材置場。

申請地は、県道つくば真岡線の西側約 250m、県道筑西つくば線の北側約 950 m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地近くで石材業を営む法人の代表です。今般既存の資材置場が道路整備のため事業所と分断されることとなり、事業所付近に新たに資材置場を確保する必要が生じたことから申請するものです。

12 番、東京都港区虎ノ門四丁目、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字貸野、畑、畑、1,674 m²、地上権設定、太陽光発電設備。

申請地は、関城体育館の北側約 650m、飛行場通りの東側約 450m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。なお、候補地の検討がなされております。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

13 番、筑西市折本、筑西市折本、折本字中山、畑、宅地、499 m²、使用貸借、

自己住宅。

申請地は、真岡鉄道折本駅の北側約 550m、国道 294 号線の東側約 210mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。なお、候補地の検討がなされております。申請者は、申請地に隣接する土地に居住しておりますが、建物の老朽化が進んだことから自己住宅を新設すべく申請するものです。

14 番、筑西市小川、千葉県野田市中根、玉戸字山ケ島、畑、畑、197 m²、売買、自己住宅。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅の南側約 790m、下館工業高校の北西側約 1.7 kmに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、この成長に伴い手狭になったことから、自己住宅を新築すべく申請するものです。

15 番、栃木県真岡市寺内、筑西市下江連、下江連字前原、畑、宅地、602 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,397 m²、売買、畜産業施設。

申請地は下館第 2 工業団地の東側約 150m、筑西市立五所小学校の西側約 1.5 kmに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。譲受人は、市外で畜産業を営んでおり、今般、事業拡大のため譲渡人が所有する畜産業施設を取得しようとしたところ一部農地法の許可を得ずに畜産業施設を設置している場所があることが判明したため、是正すべく申請するものです。

16 番、筑西市大関、筑西市大関、大関字南原、畑、宅地、379 m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、道の駅グランテラス筑西の北側約 1.6 km、市立河間小学校の南側約 1.5 kmに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地に隣接する実家にて生活しておりますが、子供の成長に伴い新たな住宅が必要となったことから申請するものです。

17 番、東京都中野区中央五丁目、筑西市樋口、樋口字大松、畑、畑、59 m²の内 0.13 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 617 m²の内 1.51 m²、地上権設定、営農型太陽光発電設備、許可日から 3 年間。

申請地は、道の駅にのみやの南東側約 600m、真岡鉄道ひぐち駅の北側約 600 mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。申請者は、市外に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。営農を継続しながら太陽光発電により安定した収入を確保すべく、申請するものです。なお、柵を作付けする計画となっております。

18 番、東京都港区虎ノ門一丁目、筑西市樋口、樋口字大松、畑、畑、396 m²の内 1.005 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 756 m²の内 1.758 m²、地上権設定、営農型太陽光発電設備、許可日から 3 年間。

申請地は、道の駅にのみやの南東側約 600m、真岡鉄道ひぐち駅の北側約 600 mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。申請者は、市外に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。営農を継続しながら太陽光発電により安定した収入を確保すべく、申請するものです。なお、柵を作付けする計画となっております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

瀬端洋
委 員

23番、瀬端でございます。

1番と15番をご報告申し上げます。9月30日に書類審査並びに現地調査を行いました。過日、受人渡人に電話をしまして確認をいたしました。まず1番ですが、受人は観光業者ということで、事業所を経営しております。規模を拡大するにあたりまして、バスの駐車場、スペースがですね、足りなくなりそうだということで、隣接する田んぼの所有者である渡人の方に譲ってもらえないですかと相談をしたところ、大丈夫ですよということで、今回の申請に至ったというお話をしておりました。書類にもまた現地にも不備がなく、許可相当かと思われまします。続きまして15番ですが、先程3条の21番と同じ案件でございます。こちらにつきましては、各々が畜産業をしておったわけですが、渡人は廃業し、全て受人が買い取ったということでございまして、その施設内の地目が畑の所に施設が建っていることが分かりまして、是正するべく今回の申請に至ったということでございます。書類また現地にも問題がないので、この案件につきましても許可相当かと思われましますが、更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

2番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18番、栗島です。

9月30日に書類審査、現地調査をしてきました。過日双方に聞き取り調査をしてまいりました。譲渡人、譲受人は、従兄弟同士で、双方の親、譲渡人の方が本家で、譲受人の方が分家ということになるのですが、譲受人の親がプラスチック製品加工の工場をされており、駐車場所を確保することが難しいことから、その協ある本家の申請地を利用していたということです。始末書も添付されております。関城地区の委員全員で確認をしましたが、許可相当と判断してまいりました。よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

3番をお願いします。

関口均
委 員

15番、関口です。

3番、4番について説明いたします。先月30日に書類審査と現地確認を行いました。まず3番であります、3条の15、16、17番と全く同じであります。3条で説明したとおりで、全く問題ありません。許可相当と思われましますが、皆様の更なるご審議をお願ひいたします。次に4番であります、現地は田んぼであります、受人の土地とは地続きであり駐車場にするということです。また後日、双方に電話確認をしたところ、提出された書類に問題もなく許可相当と思われましますが、皆様の更なるご審議をお願ひいたします。

議 長

5 番をお願いします。

宮山繁治
委 員

17 番、宮山です。

私からは、5 番と 8 番について報告します。まず 5 番ですが、9 月 30 日に書類と現地を確認してあります。その後、本人確認をしていますが、買受人と譲渡人とどちらもですね、間違いないということです。買受人の方が自己住宅を造るというようなことで言っております。次に 8 番ですが、買受人が建築資材置場として、今回購入するというようなことです。本人確認につきましては、まず買受人につきましては、以前農業委員会の許可済の案件があります。それにつきましても着工をしてくださいますというようなことで、それを告げて、了解しております。譲渡人につきましてもそれぞれ間違いないというようなことで、本人確認をとっております。両者とも許可相当と思われませんが、更なるご審議をお願いします。

議 長

6 番をお願いします。

岩淵進
委 員

6 番の案件を 6 番の岩淵が報告します。

先月 29 日、協和地区の農業委員と農地利用最適化推進委員で書類審査と現地確認を行いました。後日、譲受人、譲渡人双方に電話で申請内容の確認を行いました。譲受人と譲渡人は、血縁関係はなく地元の不動産屋さんの仲介で今回の売買になったそうです。書類に不備もなく許可相当と思われませんが、皆様方の更なる審議をお願いします。以上です。

議 長

7 番をお願いします。

大林富子
委 員

11 番、大林です。

7 番について報告いたします。先月 30 日に書類審査及び現地確認調査を行いました。受人は、渡人の孫にあたります。後日、受人に電話にて確認をしたところ、内容にも間違いがないとのことでした。また渡人は、入院しておりました。家族の者に確認をしましたところ、内容に間違いがないとのことでした。書類等にも問題なく、この申請は許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

9 番をお願いします。

栗島和子
委 員

3 番、栗島です。

9 番についてご報告いたします。先月の 30 日に書類審査並びに現地調査を行いました。後日、受人渡人に電話で確認しました。申請地は、受人の住まいの東側にあり新たに駐車場を予定しているとのことでした。問題ないかと思われませんが更なる皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長

10 番をお願いします。

齊藤一弥
委員

13 番、齊藤です。

9 月 30 日に書類審査及び現地調査を行いました。現地は、田んぼという地目になっておりますが、現況は、畑状態な土地です。渡人に電話で確認をしたところ、畑としてもなかなか使い道がないので、この電力の太陽光発電をやっている会社に売買したということでした。現地は田んぼとしても使えないし、畑としても非常に低い土地で狭いといえますか、1 反分位の土地です。東側にまた同じような畑があるのですが、そこは盛土して高くなっておりますので、この土地は農地としては、非常に使いづらいと判断いたしまして、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

11 番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

7 番、齊藤が報告します。

11 番の案件ですが、元々この土地自体は、私が以前耕作をしまして、バイパス道路の買収に合しまして、切られた農地が余ってしまった場所です。こちらの渡人なのですが、3 条の 13 番と同一人物で買い手を探していました。この土地の南側には、受人が事業で使用している工場がありまして、そのまま放置して草だらけにしてしまうよりは、売買をし、きちんと管理をして、資材置場として使いたいとのことでした。書類に不備もなく、同行した全ての委員さんたちも許可相当とのことでしたが、更なる皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長

12 番をお願いします。

宮崎亨
委員

14 番、宮崎が報告します。

9 月 30 日に書類審査及び現地調査を行いました。後日、受人には電話で、渡人には直接本人確認をしてきました。申請土地は、今まで芝屋さんに貸していたのですが、6 年前から受人より話を持ちかけられており、貸す単価を考慮し、今回の賃貸になったようです。書類に不備もなく許可相当と思われませんが、皆様の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長

13 番をお願いします。

柴保
委員

2 番、柴です。

去る 30 日に書類審査の後、現地調査に行きました。後日、電話で確認をしました。受人と渡人は、同じ敷地内に自己住宅を建てるということでございますが、確認をとりましたところ、問題はありませんでした。許可相当と思われませんが、更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長 14 番をお願いします。

関口均
委 員 15 番、関口です。
14 番についてご報告します。先月 30 日に書類審査、現地確認を行いました。後日、受人渡人にも電話連絡をして、問題のないことを確かめました。よって当案件は、許可相当と思われませんが、更なる皆様の審議をお願いいたします。以上です。

議 長 16 番をお願いします。

柴保
委 員 2 番、柴です。
16 番についてご報告申し上げます。去る 30 日に書類審査の後、現地調査に行きました。受人と渡人ではありますが、孫と祖母の関係にあるそうです。自己住宅を建てるというようなことではありますが、許可相当と思われませんが、更なる審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 17 番をお願いします。

柴保
委 員 2 番、柴です。
17 番と 18 番についてご報告いたします。去る 30 日に書類審査の後、現地調査に行きました。申請人双方に確認の電話をとりましたところ、全く問題ないということでもあります。許可相当と思われませんが、更なる審議をよろしく願いしたいと思います。以上です。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 37 号を採決いたします。
議案第 37 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 37 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 38 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

それでは、板橋主任よりご説明申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。議案書 13 ページをご覧ください。議案第 38 号、現況確認証明（非農地証明）について、令和 4 年 10 月 7 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：埼玉県入間郡越生町大字越生、申請土地の表示：女方字南新田、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：251 m²、現況：住宅敷地。

申請地は、県道舟玉川島停車場線の西側約 110m、県道結城下妻線の北側約 260mに位置する土地です。20 年以上農地以外で課税されている旨の証明書が筑西市長より発行されております。

2 番、筑西市山崎、山崎字神司前、畑、宅地、1,362 m²、建物敷地。

申請地は、下館総合体育館の東側約 1.5 km、国道 50 号線下館バイパスの西側約 680mに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真を添付し証明願が出されております。

3 番、筑西市山崎、山崎字下山西、畑、宅地、340 m²、外 9 筆、合計 10 筆、合計面積、3,511 m²、建物敷地。

申請地は、2 番の土地と隣接する土地です。平成 6 年には、農地ではないとして 航空写真を添付し証明願が出されております。

4 番、筑西市笹塚、笹塚字笹塚、畑、宅地、667 m²、自己住宅。

申請地は、下館西中学校の北東側約 1 km、国道 50 号線下館バイパスの西側約 660mに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真を添付し証明願が出されております。

5 番、筑西市寺上野、寺上野字中台、畑、宅地、445 m²、倉庫敷地。

申請地は、明野自動車学校の南側約 1.3 km、筑西市立上野小学校の北側約 800mに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真を添付し証明願が出されております。

6 番、筑西市下江連、下江連字前原、畑、宅地、400 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 432 m²、畜舎。

申請地は下館第 2 工業団地の東側約 150m、筑西市立五所小学校の西側約 1.5 kmに位置する土地です。20 年以上農地以外で課税されている旨の証明書が筑西市長より発行されております。

7 番、筑西市大林、大林字九田、田、宅地、239 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 408.13 m²、自己住宅。

申請地は、国道 294 号線の東側約 1.5 km、あけの元気館の西側約 2 kmに位置する土地です。平成 13 年には、農地ではないとして 航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

大林富子
委 員

11番、大林です。
1番について報告いたします。先月30日、書類審査と現地確認を行いました。現地は宅地であり、20年以上宅地として課税されており、書類にも問題なく、非農地証明の発行は可能と判断されますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

2番をお願いします。

柴保
委 員

2番、柴です。
2番と3番についてご報告いたします。去る30日に書類審査の後、現地調査をしてまいりました。何年か前までは、この土地で畜産などをされていた形跡はあるのですが、現在は雑草が茂っており、中にまでは入れないような状況にありました。そのようなことから、非農地証明の発行は可能かと思われませんが更なる審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

4番をお願いします。

宮山繁治
委 員

17番、宮山です。
9月30日、書類と現地を確認しています。ここにつきましては、28年も前から畑ではなく自己住宅の宅地化がされております。非農地証明として値すると思います。非農地証明の発行は可能かと思われまます。更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

5番をお願いします。

齊藤秀樹
委 員

7番、齊藤がご報告いたします。
5番と7番についてご報告します。9月29日に書類確認後、現地を確認してきました。まず5番ですが、農業用倉庫が建っておりまして、地盤もコンクリートで舗装されておりました。周囲には民家がたくさんあり、書類にも不備がなく現況確認のために同行した委員さんたちも非農地証明の発行は可能と言われましたが、更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。続きまして7番ですが、申請地は、宅地を建てた際に分筆された土地ですが、集落と集落を繋ぐ道路の隣にある土地でして、また周りに民家もありました。こちら書類にも不備もなく、現況を確認した委員さんたちも非農地証明の発行は可能とのことでしたので、更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長

6番をお願いします。

瀬端洋
委員

23番、瀬端です。

ご報告申し上げます。先月30日に書類審査及び現地調査を行いました。書類に不備はありませんでした。現地調査に行ったところ、やはり畜舎が建っておりまして、畑の上に畜舎を建ててしまったということでありました。先程の事務局からの説明がありましたとおり、20年以上農地以外での課税証明がしてあり、今回全て売りに出し、買い手も決まったということありますけれども、是正の申請をしたいということでありました。書類にも不備がなく現地確認からも非農地証明の発行は致し方ないということですので可能かと思われまます。更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第38号を採決いたします。

議案第38号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第38号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第39号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を上程いたします。

なお、12番議席 赤城委員は関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥をお願いします。

午後2時46分 除斥

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明申し上げます。

議案第39号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、令和4年10月7日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。また議案第39号と議案第40号の様式ですが、今回から変更となりますのでご了承ください。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和4

年 12 月 1 日となります。現況地目は田、畑で、10 年以上のみとなります。こちらは、新規分のみで筆数 91 筆、面積 127,436 m²となっております。詳細につきましては、別紙①の 1 ページ 1 番から 4 ページの 91 番までとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 39 号を採決いたします。

議案第 39 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について」賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第 39 号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」を決定することに、決しました。

ここで、12 番議席 赤城委員の除斥を解きます。

午後 2 時 49 分 解除

次に、議案第 40 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」を上程いたします。

なお、3 番議席 栗島和子委員、12 番議席 赤城委員、14 番議席 宮崎委員、18 番議席 栗島菊雄委員は、関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 2 時 50 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐及び農政課野口補佐よりご説明申し上げます。
議案第 40 号、議案書 17 ページをお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取につい

て、令和4年10月7日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。農政課より説明いたします。

野口補佐

19 ページ、農用地利用配分計画（案）の総括表をご覧ください。農用地利用配分計画（案）の総括表となります。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用配分計画の（案）を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付に関しましては令和4年12月1日が契約開始日でございます。総括表は、合計のみ朗読させていただきます。3年未満の契約につきましては、4筆、11,704㎡。3年以上6年未満、51筆、115,528㎡。6年以上10年未満、57筆、73,057㎡。10年以上の契約、91筆、127,436㎡。合計は、203筆、327,725㎡でございます。明細については、別紙①のとおりとなっております、詳細の読上げは省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長

只今、説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第40号を採決いたします。

議案第40号は、原案どおり農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第40号は原案どおり、農用地利用配分計画に対する同意書を発行することに、決しました。

ここで、3番議席 栗島和子委員、12番議席 赤城委員、14番議席 宮崎委員、18番議席 栗島菊雄委員の除斥を解きます。

午後2時54分 解除

次に、日程第4、報告第32号から第35号を、事務局より説明願います。

事務局長

それでは、菊地課長よりご説明を申し上げます。

菊地課長

それでは、20 ページをお願いします。報告第32号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和4年10月7日提出、筑西市農業委員会 会

長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は1件です。

つづきまして、報告第33号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和4年10月7日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。宅地分譲1件、自己住宅4件、合計5件です。

つづきまして、報告第34号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和4年10月7日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約4件を含む83件です。以上でございます。

つづきまして、報告第35号になります。こちら配付しております報告書の別紙②をご覧くださいと思います。報告第35号、非農地判断について、令和4年10月7日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。裏面をご覧ください。

こちらは、遊休農地等調査において再生利用が困難な農地と認められたものについて農地に該当しないとみなし、非農地判断を行ったものになっております。先日の現地調査の際に各地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様にご確認をいただいております。詳細の朗読は省略させていただきます。報告は以上でございます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和4年度第7回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和4年10月7日

議 長

署名委員

署名委員